

# 学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日策定

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) 策定の目的

「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校をめざし、学校全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない瀬ヶ崎小学校を目指す。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して一定の人間関係（同じ学校に在籍している等）にある他の児童が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、この行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (3) いじめ防止のための基本理念

#### ◆未然防止

- ・「いじめは、どの集団でもどの学校にもどの子どもにも起こりうる、もっとも身近で深刻な人権侵害案件である。」という意識を高め、いじめを許さない風土を作る。

#### ◆早期発見

- ・教職員が、「いじめを見逃さない、見過ごさない」という姿勢で臨む。
- ・学年担任制を生かし、様々な角度からの子どもを見取る。
- ・個人面談や教育相談を充実させ、子どもや保護者の思いに寄りそう。
- ・アンケートを実施し、子どもや保護者の思いを受け止める。

#### ◆適切かつ迅速な対処・措置

- ・「いじめ防止対策委員会」を中心として、組織的に対応する。

## 2 組織の設置及び取り組み（主に教職員が行うこと）

### (1) 組織の設置

「いじめ防止対策委員会」「いじめ防止対策部会」を設置する。

### (2) 組織の構成員

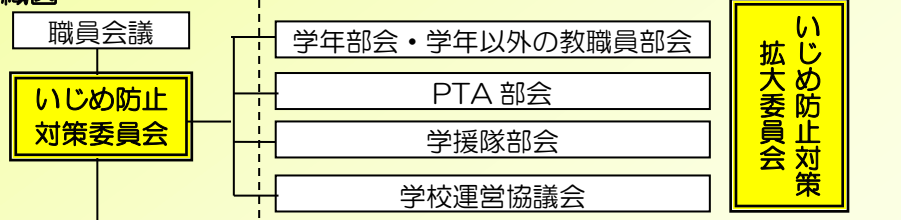
- ・「いじめ防止対策委員会」  
管理職・児童支援専任教諭・人権教育推進担当教諭・養護教諭・教務主任・学年主任
- ・「いじめ防止対策拡大委員会」  
各学年・学年以外の教職員・PTA・学校運営協議会・学援隊

\*必要に応じて、心理（カウンセラー）や福祉（SSW）等専門家の意見を求める。

### (3) 「いじめ防止対策委員会」の役割

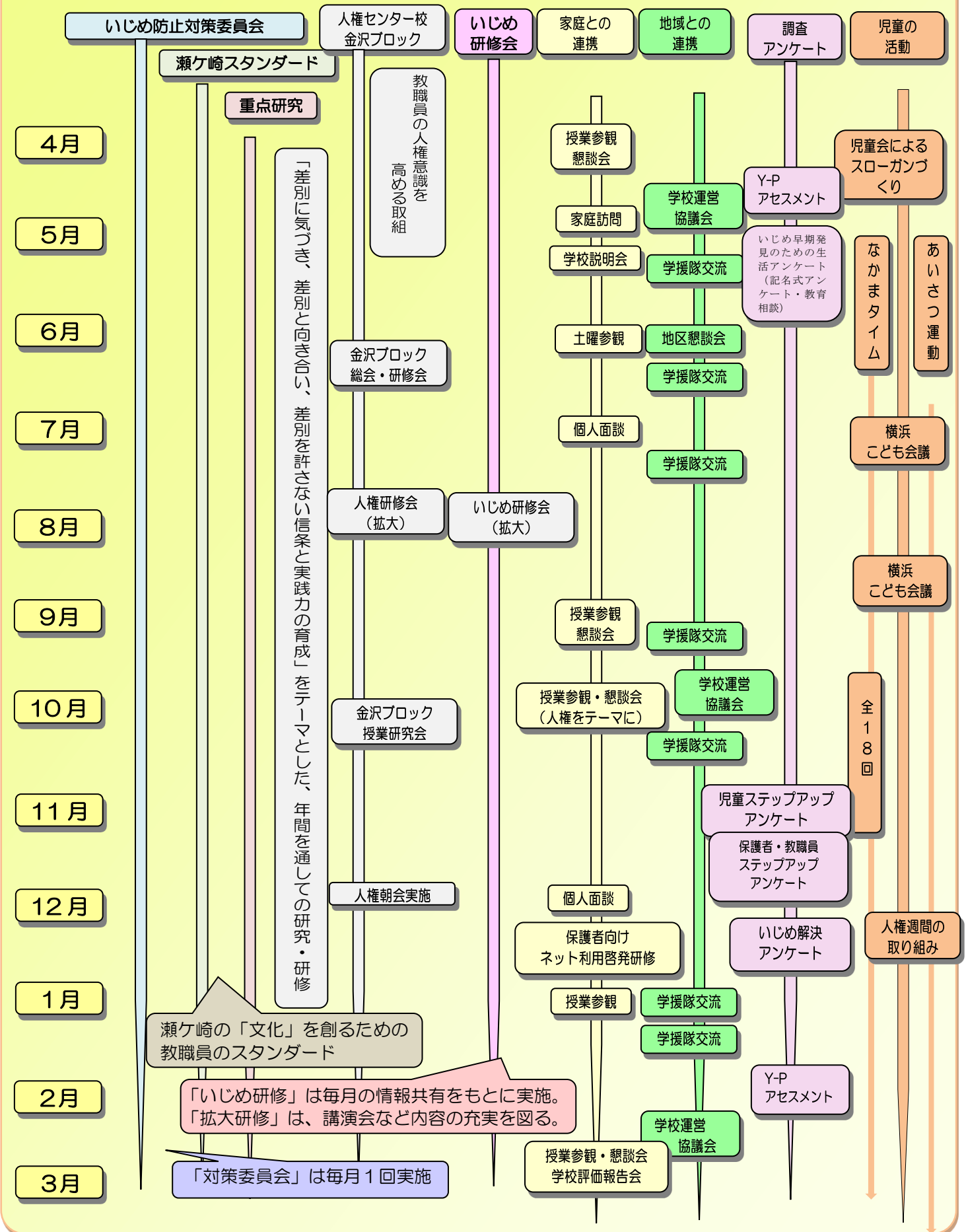
- ・いじめ事案の発生、または疑いがあるときは、中核となって判断・対応を行う。
- ・「重大事案」が起こった場合には、中核となって対応するとともに、再発防止を視野に入れた調査を実施する。
- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。
- ・必要に応じて、拡大委員会を招集し、対策や再発防止について検討する。

### (4) 組織図



外部組織 六浦中学校 六浦小学校 放課後キッズクラブ 学校カウンセラー SSW 警察署 児童相談所 区役所

(5) 年間計画



いじめ防止対策委員会

人権センター校  
金沢ブロック

いじめ  
研修会

家庭との  
連携

地域との  
連携

調査  
アンケート

児童の  
活動

瀬ヶ崎スタンダード

重点研究

教職員の人権意識を  
高める取組

「差別に気づき、差別と向き合い、差別を許さない信条と実践力の育成」をテーマとした、年間を通しての研究・研修

金沢ブロック  
総会・研修会

人権研修会  
(拡大)

いじめ研修会  
(拡大)

授業参観  
懇談会

家庭訪問

学校説明会

土曜参観

個人面談

授業参観  
懇談会

授業参観・懇談会  
(人権をテーマに)

個人面談

保護者向け  
ネット利用啓発研修

授業参観

授業参観・懇談会  
学校評価報告会

学校運営  
協議会

学援隊交流

地区懇談会

学援隊交流

学援隊交流

学援隊交流

学校運営  
協議会

学援隊交流

学援隊交流

学校運営  
協議会

Y-P  
アセスメント

いじめ早期発見のための生活アンケート  
(記名式アンケート・教育相談)

児童ステップアップ  
アンケート

保護者・教職員  
ステップアップ  
アンケート

いじめ解決  
アンケート

Y-P  
アセスメント

児童会による  
スローガンづくり

なかまタイム

あいさつ運動

横浜  
こども会議

横浜  
こども会議

全18回

人権週間の  
取り組み

瀬ヶ崎の「文化」を創るための  
教職員のスタンダード

「いじめ研修」は毎月の情報共有をもとに実施。  
「拡大研修」は、講演会など内容の充実を図る。

「対策委員会」は毎月1回実施

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

### 3 いじめ防止等に関する取組の具体化に向けて

#### (1) いじめの防止

- なかまタイム  
友達と関わる中での自尊感情の高まりを目指した異学年交流でのなかまづくり
- 児童会活動  
全校児童・全教職員が同じ気持ちで取り組むことを目指した「スローガン」作り
- あいさつ運動  
気持ちのよいあいさつを通して、子どもたち同士・子どもたちと教職員及び学援隊、地域・保護者との関わりを深めることを目指した、児童環境委員の取組。
- 研修の充実  
校内研修や校内研究などを通し、教職員の人権感覚を磨く。  
児童や保護者に向けた“情報モラル教育”として、インターネットや SNS に対しての学習会を行う。

#### (2) いじめの早期発見

- 学年担任制による児童把握  
様々な角度から見た子ども理解と、よりよい人間関係作りのための指導・支援
- 心のそろった教職員集団作り  
子どもたちの話題でいつでも話し合うことのできる教職員の集団作り
- いじめアンケートや、SU 表（ステップアップアンケート）、YP アセスメントなどからの実態把握
- 教育相談の実施  
担任、管理職、児童支援専任教諭、養護教諭、カウンセラーなど、誰にでも安心して相談ができる機会と場の提供
- 関係機関との連携  
カウンセラー、SSW、児童相談所、警察、区役所、放課後キッズクラブ等との連携

#### (3) いじめに対する措置

##### 【初期対応】

- 学校いじめ防止委員会を開き、事実把握と指導の方針、役割分担を検討する。
- 被害児童及び保護者のケア  
事実関係の聴取と心のケア 保護者への説明及び、意向の確認と支援
- 加害児童への指導と保護者への助言  
事実関係の聴取と責任の自覚  
いじめの背景の把握  
健全な人間関係をはぐくむための保護者への助言

##### 【中、長期的な対応】

- いじめが起きた集団への働きかけ  
自分の問題として捉えるための指導  
いじめ根絶に向けた態度の育成
- カウンセラー、SSW、児童相談所、警察、放課後キッズクラブ等関係機関との連携

#### (4) いじめの解消

いじめの解消の要件として、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも 3 ヶ月（目安）止んでいること
  - ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
- 以上を確認する。

#### (4) 保護者・地域力の活用

- 学校運営協議会を活用し、いじめ防止・いじめは許さないという視点から児童を見守り、保護者や地域と情報を共有し、連携、協働していく。また、学校いじめ基本方針の見直しも行い、よりよいものに改善していく。

### 4 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

#### (2) 重大事態の報告

- 重大事態発生時における、教育委員会への連絡
- 調査結果の報告

#### (3) 重大事態の調査

- いじめ防止対策委員会を中核とした対処
- 再発防止を視野に入れた調査の実施

#### (4) 児童・保護者への適切な報告

- 明らかになった事実についての適切な報告

### 5 その他

#### ○「学校いじめ防止基本方針」の適時見直しと公表

- 年1回は点検を行い、必要に応じて組織や取り組みの見直しを行い、改訂したものを公表していく。